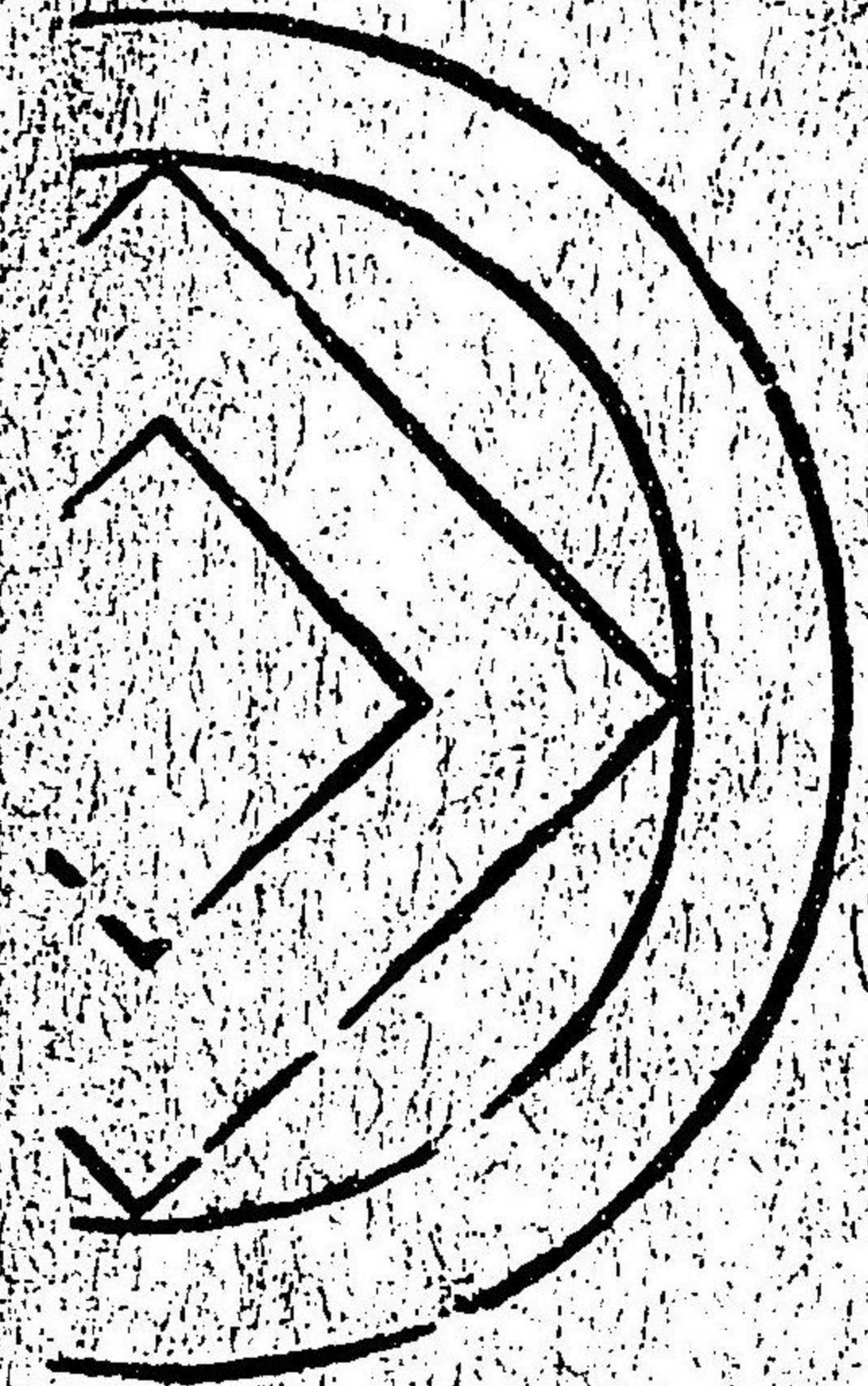


D 2



# 和靈參宮案内記

和靈神社々務所發行



269  
540

自序

特47

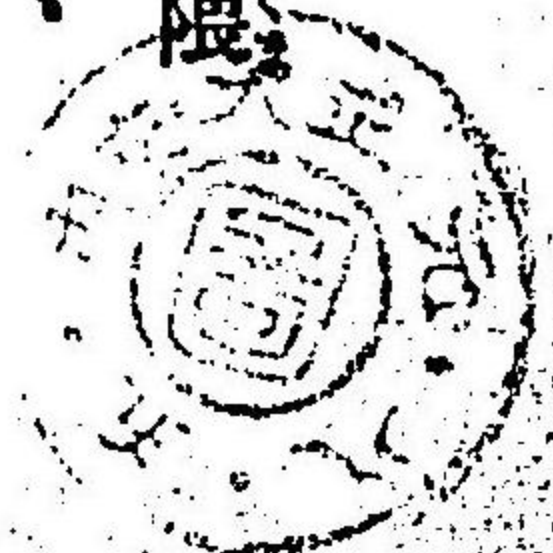
880

水清く、山静かなる宇和の郷に鎮座ます、和靈宮の神の御威徳は四方の海曇る限なく輝き渡り、蒼生の災難を攘ひ、福利を與へ給ふに伴ひ、其の神徳を仰拜し、其の靈験を景慕しまつりて、神社に賽する人々の年毎に多きを加ふるは、神國の風儀とは云へ、敬神の念敦き良に尊しと謂つべし。近頃神社經營事業の一として、社地を擴張し、軍功表彰館及び寶物陳列所を建設し、況く世人に觀覽せしめ、倍々國民の士氣を鼓舞し以て智徳の教養に資せんとす。輒ち一は以て諸國よりする賽客の爲めに、他は以て祭神の偉大なる功徳を汎く世に傳えんが爲めに、謝劣自ら掃らす。一冊子を編み是れを『和靈宮案内記』と號く。予もと彫文鏤筆の技に長せず、文意熟せざる所多し。而も此書ある所以のものは、衷心より和靈宮の御神徳を仰ぎ奉らむとするに外ならず。

壬子七月上流

岡山城下に於て

花葉吟房主人識



……▲社司謹で白さく▼……

祭神元と盡忠報國の志に篤き人、その神社に詣で、神徳を仰迎するもの、豈唯その靈驗の著きを以てのみならんや、恭しく思ふに、その人格を敬ひ、其の功績を慕ふもの、之が素因たらずんばあらざるなり、恐れ多くも、爰に

今上陛下戊申詔書を煥發し、以て臣民に勤儉を獎勵せさせ給ふ、祭神生前の功業や、實に後世に好模範を暗示し、三百年の後 聖意に副ふもの死して餘榮ありと云ふべく、わが祭神の暗示や、万世不易の大光明にして、日月と光を争ひ、その神社に賽しその神徳を景慕する者、亦以て聖旨に適ふものと謂つべき也、

今や地方の學校に於ては、専ら祭神が義勇奉公、身を以て殉せられたる偉功を説き、以て國民教育の資料に供し、又は修學旅行を利用して當神社に賽し、面のあたり、崇高なる神徳を仰がしめ、以て人格養成に資せんとす、是れ蓋し神慮の指導にして、其功德や偉且大なりといふべし。

## 和靈參宮案内記

### 目次

- 一、和靈神社御縁起……………一
- 一、祭神山家公御由緒……………二
- 一、神社御造營の由來……………四
- 一、御神號と社司……………六
- 一、顯著なる御靈驗……………七
- 一、境内各社殿の略記……………一〇
- 一、附屬殿舎建造物……………一二
- 一、和靈宮の祭典日……………一五
- 一、寶物のいろいろ……………一九
- 一、和靈講社講則……………二〇
- 一、社地擴張基金募集……………二二
- 一、神社二覽統計……………二七
- 一、和靈宮附近の勝地……………二八



# 和靈參宮案内記

花葉小史編

## 和靈神社御縁起

抑も伊豫國北宇和郡八幡村大字下村鎌江の森に宮柱太敷鎮座す、和靈神社と白するは伊豫國宇和島拾萬石の領主伊達遠江守秀宗公が瓶業の忠臣たりし山家清兵衛公頼公を仰ぎ祀れり。公頼公が難に遭ひて奸徒の兇刃に仆れ給ひしは實に元和六年六月三十日なるも、死後猶ほ其の忠魂君側を去らず、君主に奉ずること生時よりも厚く異變續出して奸臣を斃させければ、終には秀宗公城の北なる森安荒神社の境内に小祠を建て祭て兒玉明神と私稱されしが承應二年神靈を檜皮の杜に移して山頼和靈神社と改稱し、明暦二年再び森安に遷されぬ。元祿十三年に至りて明神號を授けられ、亞で享保十三年大明神號に進み、更に同十六年現今の社地に遷座し給ひ、山家公を主神とし兼ねて主神と共に當夜遭難を遂げられたる御令息を首め奉り、御親戚塩谷御父子の方々及び其族生村に於て同じ難に罹らせ給ひ

(1)

(2)

し御令女乳母等十柱の靈魂を合祀したるものにて、年來御靈驗顯著なるに仰仰して遠近より詣づる賽客の迹絶えず、二百五十年の久しき彌榮へに榮へまして天下蒼生の水火難の憂を除き、疫癘を攘ひ、福利を興へ給ふのみならず地方の繁昌をも加護し給へること最畏こき事なりける。

(二) 祭神山家公御由緒

謹みて御祭神山家公の御由緒を釋ね奉るに 父君は山家清左衛門公俊と稱させ給ひ、出羽山形の城主最上駿河守義元公が譜代の重臣なりしも、義元公の御息女伊達輝宗公へ御婚嫁遊ばさるゝに及び其の附添として始めて伊達家に事へらるゝこととなり元和元年秀宗公宇和島の城主に封せられし際山家公頼公は特に政宗公の御懇命を承はられ主君と共に宇和島へ來られしなり。

公頼公は端正にして敦厚、廉潔の士にして秀宗公宇和島入城と共に其の家老職となられけるが、領民皆な公の徳を頌し生神様と崇むるに至りしも、之れ却つて奸徒が憤恨を増すの御最期を遂げられしは御傷はしき限りなれ。

公の廟所なる天祥院(丸穂村金剛山に在り)に就きて山家家の過去帳に據り當夜御難に遭ひ給へる方々の釋名を左に列記せん。

天祥院殿心溪常涼大居士	山家	清兵衛	(行年四十二歳)
玉林宗清禪定門	山家	治部	(行年十九歳)
權窓壽顔禪定門	山家	丹治	(行年十四歳)
宗透池童禪定子	山家	美濃	(行年九歳)
一徹沼關禪定門	塩谷	内匠	(行年不詳)
歡友宗榮禪定門	塩谷	帶刀	(行年十九歳)
宗賀禪定門	山家	勘太郎	(行年十四歳)
宗取禪定門	山家	家來	(姓名行年不詳)
	全	上	

(3)

因みに曰く元和の頃は丸穂村字戸板ヶ谷に罪人の死刑場あり、現今法圓寺の境内邊は一面の竹藪にて死刑者を葬る所ありしが山家公の御遺骸も其の當時の状態に憚る所ありて一時

罪人同様、此所に御埋葬なせしを後年に至りて山家公に恩願を受けたる日振島の庄屋清家久左衛門と云ふが金剛山へ御埋葬せしなりとも云ひ又た法圓寺は元來御在郷にありたるを玉臺院殿法華御信仰に依り其の後現今の地に移りたるものなれども山家公御遭難の時代には未だ大隆寺(金剛山)の建立はあらざりしなり、何れか異なるかは審かにせざるも姑く兩説を併せ記すこととはなしぬ。

### (三) 神社御造營の由來

舊藩主秀宗公が山家公の英靈を八面荒神の社隅に倚り祠を建て靈を安め兒玉明神と御崇敬ありたに靈驗日に日に著しければ御神徳に渴仰するもの歳を重ねて倍々多きを加えけるに、今迄の御社地にては狹隘を覺ゆることとなり、伊達家より改めて京都の吉田家へ神社建立の儀御願ありし所早速に御聽き濟みあらせられ承應二年六月二十二日奉幣使として神祇權大夫從四位下猪熊左兵衛(猪熊夏樹翁の先祖)板部玄宗の兩氏下向ありしが伊達家に於ては豫て三木重左衛門金川右衛門を御勸請主任として接伴役には山下兵庫をして之に當

らしめ萬事滞りなく御準備ありける程に奉幣使の一行は上陸後直ちに御旅館と定められたる安藤左内の邸へ投宿あり、翌廿三日奉幣使は檜皮の杜の社頭へ參詣せられ、山頼和靈神社安鎮檜皮の杜と云へる御聖宣下あり其の翌廿四日を以て御勸請遷宮の式を舉行せらるべき事となりしかば宇和島の市中は云ふに及ばず近郷近在より當日の盛儀を仰拜せんと數萬の人々群集を爲し市中の雑沓名狀すべからず、當日は未明より社頭に於て嚴かなる遷宮の儀式を執行せられ夫れより神輿は奉幣使の守護に據りて宇和島の市中を神幸せられたるに天氣遽かに掻き曇り大雨沛然として驟り、電光閃き雷鳴轟きて神輿の上に落雷ありしと傳へらる。其後寛文七年六月森安の地に遷宮あり更に文祿九年九月御社地の境内を擴張し宗昭公御室の願主にて華表を建立せられ全十三年十月廿六日明神號の宣下、全十四年六月廿四日始めて御祭禮神幸の儀式を行はせられ爾來今日に至るまで恒例となれり、其後享保十三年四月廿八日社司和田河内上京して大明神號の宣下を出願したるに格別の御計ひを以て認可あり同十六年三月宗昭公の願主にて御社地を鎌江の城趾に御遷しあり且つ新に御宮居の御造營をも始められしに全十七年領内蝗災甚しく之が爲めに一時工事を中止せられ

(6)

全十九年五月に至り更に御普請を再興し今年十一月朔日茲に漸く上棟の式を擧げられ全廿年十一月廿四日御遷宮の御式ありしが是れ即ち現今の御社地なりとす 當時伊達家より納められたる棟札に曰く

伊豫國宇和郡板城郷下村

山 頼 和 靈 大 明 神

所 祭 之 靈 一 座

山家清兵衛源公頼

宇和島城主從四位下行侍從兼遠江守

藤原秀宗朝臣家臣

#### (四) 御神號と社司と

初めて檜皮の杜に祀りし御社を山頼と稱するは山家の山の字と公頼の頼の字を取りたるものにて御神號の和靈と曰すは荒御魂を和慰するの意に出で初めの御稱號兒玉も後の御稱號和靈も「和訓抄」にきみだまご讀めること期せずして符合せしは不思議なりけり。

因みに曰く現今御境内に在る荒神の社は檜皮杜の地にありし和靈宮の御社殿を遷したるものにて御神體は三寸位の古神像にて往古藤江浦の甚之進と云へるもの井を堀らんとして土中より得たるものにて即ち同人の森安の地へ勸請せしものなりといふ 又た和靈宮の明神號大明神號の宣旨は今現に内陣の左右に奉納しあるも内陣は歴世の社司も奉仕すること能はずといふ、御勸請當時の社司は山家公組下の豊治と云へるものにて伊豫豊治と稱し御社司に奉任せしが、其後社司を勤むる者數多かりしも何故にや永續せず現社司三輪田氏の先祖右近と呼べる人は温泉郡久米村日尾八幡宮の社司三輪田和泉の弟にて後に丹後と稱し宇和島三間郷の内會根村に住したりしを全村の庄屋青木左馬之進の申出に依り始めて社司と成れるものなりとぞ。

#### (五) 顯著なる御靈驗

(7)

神社御造營以來御靈驗は日に月に新にして諸人の御加護を享くるもの鮮からず、伊達家代々の太守も亦た信仰淺からざりしが別けて五代目の太守村候公は宇和島中興の明君にし

て常に和靈宮を崇敬ありしに或る年仙臺の伊達家と御系圖の事より争論起り村候公は一心に和靈宮の御加護を祈願せしに神靈の夢想に據り城中本丸より有力なる証據物を發見し遂に仙臺に乘込みの上勝利を得たりしかば益々御神徳に歸依せられ報賽として金剛山西の谷の御墳墓には靈廟の修葺あり又た鎌江の社頭には隨身門を建立せられ其他種々の寶物等をも寄附ありしが領内は更なり遠國の人々等が御靈験を蒙りたる事實は幾んど枚擧に遑あらず、其の一二の例を記して御神徳の顯著なるを仰き奉るに享保二年の冬の事なりしとかや大阪の商人某と云へる者平常和靈宮を深く信仰し居りしに或る夜神靈の御夢想に明夜火難あり速に立退の用意を爲せよとの事なるにぞ御神託を畏りて遂に火災を免れしとぞ 又た同じ頃其の近傍に重病に惱める者あり醫療に手を盡せども其の甲斐見えす只管御神靈の加護を祈りけるに或る夜枕邊に和靈宮の御札飛び來りて病氣次第に快癒したりと 又た御城下の堅新町横新町邊は海岸にて井水に難澁しける所なりしが横新町の塩飽屋新藏と呼べる者御夢想に感じ干瀉の中に井戸を堀りしところ不思議にも清水滾々として湧き出で諸人大に其の神徳の程を感じ合へり。此の干瀉今は築地となりて菅原と稱し人家も稠密となりけ

るが御夢想の井は依然として今猶ほ現存し居れり 又現今の薬研堀は當時持筒組の屋敷地なりしが是亦た海岸に在る爲め常に飲料水に不自由を告げ困難しむたるも和靈宮の御夢想に據り佐伯町の酒造家京屋と云へる者の門前を堀りしに果して清冽なる水の湧き出でしかば夫れより埋樋にて此の水を引き諸人便利を蒙れりといふ。又た嘉永七年五月廿六日の夜の事なりしとか領内川原淵組下大野村三好屋嘉兵衛と云へる者常の如く臥床に入りわたるに誰ともなく呼び起すものやう覺え且つ火災あり早く起きよと枕頭にて叫ぶものあるにより嘉兵衛は審しき思ひをしながらも女房と共に起き出で家の周圍を彼方此方検め見たるに納屋の隅に火繩に附木を添へ其上に菰を覆ひ放火の仕掛を爲しありしかば大に驚き夫々取り片附し後最早火の發すべき懸念は無きも用心の爲めにとて廿夜は徹夜せんとて蚊帳の吊り緒を外せしところ蚊帳の天井に和靈宮の御守札あり夫婦は之れを見て今更の如く和靈宮の御加護の難有さを感じ、家内を淨めて禮拜を爲し且つ御禮として早速御本社へ參詣し件の火繩と附木とを額面に打ち付け御供所へ奉納したりとぞ 又た同じ頃新谷領上淨穴郡小田郷上川村に石之面と呼びて五歳の時より何の因果か舌廻らず啞者同様に不自由なるよ



り種々の神佛に祈願を籠め或は四國西國の靈場等へも順拜したれど何の加護も無かりしが廿五歳の時に至り和靈宮の靈驗著かなるを聞き御例祭に詣で病氣平癒を祈らんものと大瀬谷を過ぎ石浦阪と云へる所に差し懸りたるに不圖山陰より異様の姿せし人現はれ何處へ行くやと尋ねられしかば思はず和靈宮へ參詣するなりと答へ自ら口の利けしを不思議に思ひ其人を顧みたるに早や何處へ立去りしか姿は見えず嬉しさ限りなく唯夢に夢見る心地して是れ偏に和靈宮の御祐を得たるものなりと暫し感涙に咽びしが其儘御本社に御禮詣りを爲し且つ其の身の姿と事實の顛末とを書き記して奉納せしとぞ 其の他諸國に於て海上風波の難に遭ひ御靈驗に依つて危難を免れたる者は其數夥しければ一々列記することを省きぬ。

要するに御神靈の顯著なることは申すも畏き次第にして苟くも誠心誠意を以て敬ひ崇むに於ては奇特の靈驗に依つて冥祐を下し給ふこと努め疑ふ可からざるなり。

(六) 境内各社殿の略記

● 竈神社

祭神は奥津彦命、奥津命なり。社記に云ふ八幡の里藤江の浦は往古須賀川の右岸僅に四五軒の人家ありしが、毎年洪水の爲に家屋流失せらるるより水害を避けんと、鎌江城趾の麓に屋敷を拓き井戸を堀りける時、鍬の先に障る物あり、何物ならんと取出し見れば不思議にも金色燦爛たる神体なりしかば、祠を建て八面大荒神と稱へ現今の所に奉齋せり。爾來大神の御神徳により子孫益々繁殖し今日の盛大を致せり、御歡請年月不詳祭日は毎年十二月。

● 三光神社

祭神は大己貴命、少彦名命、猿田彦命、事代主命等を合祀せり。祭日は四月二十七日。

● 山本神社

祭神は大物主命にして祭日は二月十二日。

● 春信神社

祭神は山家公頼之靈にして祭日は九月二十一日。

●豊玉姫神社

豊玉姫命、大己貴命、事代主命及び山家公頼息女乳母之靈を合祀する所なり 祭日は七月九日。

(七) 附屬殿舎建造物

●祓舎

祓舎は祭員及特別参拜者又は講社員参拜者等が昇殿する時祓除を行ふ所なり

●神樂殿

毎年三月九月(各二十四日)兩度の講社祭に太々神樂を奏し、又参詣人の請願に應じて神樂を行ふ所なり

●寶庫

平時寶物を藏し堅固なる土蔵造なり

●什物庫

御神器及び其の他の什物を藏す土蔵造り

●神輿庫

三体の神輿を藏す、毎年七月の大祭に此の神輿にて堀端の行宮に渡御あるなり

●神饌所

大祭、公式祭、月次祭、及び毎朝の御饌を調理し又祭具を調整する所なり

●潔齋舎

平日、神職の潔齋をなす所

●社務所

祈請者の受付其他社務一般を掌る所にして講社事務所をも兼ねる所なり

●参籠所

信者の参籠をなす所にして、繪馬堂を兼ね祈願報賽のため奉納せる扁額をも掲げあり

●新築事務所

企畫の寶物館、軍功表彰館、參籠所等新築に關する一切の事務を掌りつゝある所

●戦利品据置所

陸軍大臣より奉納に係る明治三十七八年役の戦利品十五珊の速射砲一門を据置あり

●木馬舎

木馬を藏す、宇和島本町中平長兵衛の奉納せるものにして此の馬いご御神意のかなひし馬なりと傳へらる。

●隨神門

隨神門は明和二年乙酉十一月朔日祈願報賽の爲從四位下行侍從兼遠江守藤原朝臣村候公の造營奉納せられしものなり。

●銅製の馬

天保十四年赤松嘉左衛門源祐甲の奉納せるものにして社務所の横手にあり、參詣者の之を

摩すれば眼、手、足などの病氣平癒すといふ。

●銅製狛犬

玉井安藏、全卓一の奉納せる狛犬壹對の外に尙は壹對あり。

●御手植松

明治三十四年北白川宮大妃富子殿下御參拜の砌り手づから親しく植えさせ給ふ松にて色變へて常盤の翠彌よ榮ゆ、本殿の横手にあり

(八) 和靈宮の祭典日

和靈大明神の御威徳は、四海に喧傳し世人は貴賤の差別なく頗る崇敬する所にして、就中九州、土佐、中國地方より年々歳々參詣する賽客其數幾萬なるを知らず、殊に七月の大祭には陸に賽客雲集し、海に帆檣林立して港灣は出入の船舶を以て埋められ、市中の雜沓名狀すべくもあらず實に其の盛んなること海内稀に見る所なりとす。

例年の祭典日及び行事は左の如し

●六日歳

元の正月六日は歳の夜と稱し諸國より參詣多く、何れも參籠をなすなり、此の日午後二時より盛大なる年越祭を執行す

●初卯祭

三月の初卯の日の當日に執行す、此の日御寶物及什物を陳列し一般の拜觀を許す

●講社祭

三月、九月(各二十四日)に執行し講社員の家内安全を祈る、神樂殿に於ては古式に依る太々神樂を行ふ

●春季大祭

四月二十三日四日の両日執行す、此の祭を百味祭とも稱す(百味の供物献する故なり) 兩日遠近の參拜者非常に多く夏大祭に次ぐの祭なり

●田植祭

六月二十二日午前八時祭典を執行す、御神田に於ては正午頃より式反餘の神田を花やかに飾りたる牛數頭を並て書きなしたるを、妙齡の早乙女十人は揃の着物揃の手擲に壹文字の笠を眞深く被き、太鼓や鼓鐘サ、ラ等に

●夏大祭

七月二十二日、三日、四日此の大祭は三日に亘りて執行せられ、四國、九州、中國より參詣者群集す。廿二日は神饌幣帛料供進使參向あり、午前十時より官祭を行ひ附近の學校生徒も參拜し雜沓を極む。廿三日も引續き祭典を行ひ、廿四日は午後二時より神輿の渡御あり、同時本殿出御宇和島市中を廻りて丸之内の御旅所に着せられ、全所に於ても盛大なる祭典を行ひ八時半頃御還御の途に就かせらる、社前を流るる須賀川にては薄暮より數十ヶ所に篝火を焚き兩岸は人を以て埋む折しも白法被白鉢巻白足袋と云ふ輕装せる若者は各自に松明を翳しつゝ群をなし隊を組で河中に顯はれ炬火を打振り右往左往して狂奔す、時に神輿は下流に着せらるるや河中の者は固より兩岸より拜禮拍手一時に越り恰も百雷の一時に落つるが如し、此時神輿は白群の火に渦巻かれつゝ稍中頃に進み高き幣串を中心として三度周り終るや鯨波の聲と共に神輿は上陸勢よく神社境内に走込まる、白群は我劣らじと競ひ押寄す其狀壯觀を極め數万幾千の人に擁せられつゝ神前に着すれば此處にて又も三度周り無事宮殿に入らせらる世に有名なる走込みと云へるは之なり

神輿渡御の状況

(一) 發着時刻月日 七月二十四日午後二時出御全日午後九時半還御 (二) 神輿の種別個數 鳳輦四角造三個 (三) 神輿守の種別人員の概數 氏子中の壯丁者をして本社の紋章を染め出したる半被を着し其上に白丁を纏はしめ三十六人を以て昇かしむ (四) 渡御區域 鎮座地なる下村より宇和島町船大工町惠美須町向新町本町追手通丸之内横新町堅新町袋町樽屋町鋸町大工町裡町須賀通に至る

神輿渡御に屬する一通の儀式

祭員潔齋の上神靈奉遷式を行ふ、渡御の前驅の太鼓に猿田彦神(假相)御太刀御鉾及神職氏子惣代等前後に供奉す、御旅所に於ては普通の祭典を行ひ神樂を奏す ▲牛鬼一個四ツ太鼓一臺槍振一組荒獅子一組川船一臺鹿の子一組旗三流山鉾十臺烟花▲概況 二十四日早朝よりそれ／＼社前に集まり午前八時より順次繰出し午後五時まで神輿渡御の區域を遡る▲烟花 は晝夜間斷なく打揚げ、須賀の兩岸には露店連なり社前興行場には輕業視見世物其他種々の興行をなす

(九) 寶物のいろいろ

◎寶物

(和靈大神御所持之品)

- 一御上下 一御羽織 一御時服二 一御手綱 一御赤房四 一御中啓 一御扇子 一御茶壺 一御直垂 一黒塗御箱

◎軸物

- 一後奈良院宸翰 一和靈大神々筆十六 一同神像二 一伊達村候書二 一伊達村壽畫一 伊達政宗書 一伊達宗紀書二 一法眼周法書 一立徳畫像 一關羽畫像 一山水畫 一峰晴畫 一誠齋畫

◎書畫類

- 一和靈大神御書判寫 一伊達村壽書三 一伊達秀實書 一法樂能氏面十六通 一連歌三一 添書本書不見 一社紀一箱 一百首和歌 一古書畫帳神社參之紀二 一鎗由緒書

◎具

- 一主上御持扇子 一天賜麻布 一中啓中川親王御所持 (右三品從二位伊達宗城奉納) 一孟模様竹雀れいし 一同模様鶴龜朝日三 一同模様松竹梅鶴龜五 一硯箱奥州名取川 一埋木細工 一德利瓢箪形 一花瓶鯉形 一文庫 一側箱 一茶壺 一銚子四 一虎骨 一牛玉 一菓子箱 一東道盆 一槎細工菓子入 一椰子瓢箪 一椰子水吞 一短冊箱 一銀錢 一馬具 一神鏡六 一八足九 一高杯三 一三九拾五 一神樂太鼓大三 一同小太鼓二 一神輿三 一酒錫四對 一幕六筋 一幟拾五本 一籬小道具添大小六 一屏風畫龍虎一雙 一金屏風畫竹 一鶴菊一雙 一金襖拾六枚 一提灯百廿三 一毛氈拾六枚



二倫常を守り各家業を怠るまじき事

三敬神の誠意を表する爲め毎年四月七月(各廿四日)本社大祭及び三月九月(各廿四日)の講社祭に各戸祭を行ひ遙拜をなす事

第五條 講社員の家内安全産業繁榮を祈る爲め毎年兩度(二月、九月)講社祭を執行する事

第六條 前條兩度の祭典に必らず参詣すへき事

但し當日差支を生し参拜せざる時は適宜日を選びて参拜するも妨なし

第七條 講社員は講社祭神樂及び祈禱執行の爲め講社一組より初穂金壹圓を納むへし最も

講社祭に参拜する時は神符及び神酒神饌を授與す

第八條 講社員の参拜する時は必らず講社員名簿を携帯すへし

第九條 講社員参拜の時は祓殿に於て修祓の上昇殿拜禮せしむへし

### (十一) 社地擴張基金募集

和靈神社々地擴張及建物新築寄附金募集主意書並ニ全方法書

#### ● 主 意 書

今や世ノ進運ト交通機關ノ發展ニ伴ヒ從來神威ノ發揚ト靈驗ノ顯著ナルニ加ヘテ信者愈ガ上ニ増加シ本社祭神ノ功績ト盛徳トヲ欽慕シ遠近來リ詣ツル者晝夜絡繹トシテ運歩ヲ絶ザルニ至レリ然ルニ本社地ハ享保年度ノ經營ニ係リ建物ノ如キモ大概當時ノ建設ニ屬スルヲ以テ百七十餘年ノ星霜ヲ經過シタル今日而モ又普ク神徳ノ天下人心ニ照徹シタル現時ニ至リテハ大ニ其狹隘ヲ告ゲ奠儀執行上甚ダ支障ヲ生ズルハ夙ニ一般世人ノ認識スル處ナリ於是乎曩ニ官廳ニ出願シ社地擴張並ニ屋舎建築ニ要スル費金募集ノ允許ヲ得爰ニ汎ク信者ノ寄附金品ヲ鑑集シ社地ヲ擴張シ參籠所ヲ造營シ以テ信者ノ参詣ニ便シ並ニ講員優遇ノ賓室ニ供ヘ寶物陳列場ヲ建設シ以テ寶器ノ保存ト拜觀ノ便ニ資スルノミナラズ軍功彰表所及物産陳列場ヲ建築シ以テ日清日露ノ兩役ニ從軍シタル我忠誠勇武ナル陸海軍人ノ戰功ヲ表彰シ長ク之ヲ後世ニ傳ヘテ忠君愛國ノ氣象ヲ振興スルニ資ケ且ツ地方重要物産ヲ陳列シテ地方殖産興業ノ發展ヲ謀リ併セテ本社ノ壯觀ヲ資スルト同時ニ周ク参詣者ノ閱覽ニ供セントス抑モ神祇ヲ崇敬シ祭祀ヲ尊重シ報本反始ノ誠意ヲ致スハ皇國ノ大道ニシテ藝倫ノ標的ト爲リ人心ヲ支持シ風教ヲ維持スル所以ナレバ國家ノ爲メ正ニ努力ムベキ處ナリ然リ而シテ此ノ計畫ヲ完了スルニ就テハ經費多大ニシテ到底社金ヲ以テ遂行シ能ハザルニ因リ年來結集セル本社講員ヲ主トシ廣ク信者ノ義憤ニ信賴シ以テ此ノ目的ヲ達セントス希クハ敬神ノ諸士奮テ此舉ヲ賛成セラレシムコトヲ

●募集方法其他

當和靈神社地擴張及ヒ屋舎新築事業ヲ賛成セラレ右經費ノ内へ金品御寄附アリタル御方ニハ報酬トシテ左ノ區別ニヨリ當社御守札及ヒ物品ヲ贈呈ス

等級	寄附金額	守札	物品
一等	五百圓以上	三尺守札 一体	金盃 一個 扇 一本
二等	三百圓以上	全	銀盃 一個 扇 全
三等	百圓以上	全	大三ツ重塗盃 一組 扇 全
四等	五十圓以上	全	並三ツ重塗盃 一組 扇 全
五等	貳拾圓以上	三尺五寸守札 一体	大塗盃 一個 扇 全
六等	拾圓以上	並守札 一体	並塗盃 一個 扇 全
七等	五圓以上	全	瓦盃 一個 扇 全
八等	壹圓以上	全	扇 一本
九等	五十錢以上	紙折守札 一体	全

一寄附者へハ前項報酬ノ外カ左ノ區別方法ニヨリ其特志ヲ表彰ス  
但シ等級別ハ前項ノ等級別ニ依ル

等級	標識	寸	法	表掲方法
一等	石標	長六尺	奥行八寸	一人毎ニ其住所氏名寄附金ヲ石標ニ彫刻シ境内見易キ場所ニ建立ス
二等	全	全五尺八寸	全六寸	全
三等	全	全五尺五寸	全五寸	全
四等	全	全五尺	全四寸	全
五等	全	全四尺	全三寸五分	全
六等	木札			一人毎ニ木札ニ記載シ全上場所ニ表掲ス
七等	全			全
八等	全			全
九等	木板			木板ニ連名書込ミ全上へ表掲ス

一寄附金拾圓以上御申込ノ方ハ三回ニ分チ御納付アルモ差支ナシ

一寄附金拾圓以上御申込ノ方ニシテ即納アル時ハ御申込額ノ壹割五分ヲ引捨トシ全額領收ノ証書ヲ御渡シ申スベシ

一寄附金ハ募集員へ交附相成トモ又ハ直接當事務所へ御送附サル、トモ御隨意タルベシ

一壹圓以上寄附御申込ノ方ニシテ直接御納附ノ爲メ御參詣アリタル場合ハ御神樂ヲ奏シ神酒ヲ呈スベシ



一寄附金ヲ領收シタル時ハ當所印並ニ契印ヲ押捺セル正當領收証ヲ御渡可申如何ナル場合ト雖モ募集人ニ於テ假領收書ヲ差出サザル事ノ定メナリ

一當事務所又ハ本社關係以外ノ者ニシテ本社ノ新築又ハ全寄附金募集ニ關シ特別功勞アル向ヘ相當報酬ヲ爲スベシ

一寄附金ハ和靈神社ノ名義ヲ以テ確實ノ銀行ヘ當座預ケ金ト爲シ必要ニ應ジ社司及ヒ氏子總代連署ニテ引出スモノトス

一募集區域ハ 愛媛縣下一圓 高知縣下全上 香川縣下全上 德島縣下全上  
大分縣下全上 福岡縣下全上 大阪府下全上 島根縣下全上  
岡山縣下全上 廣島縣下全上 宮崎縣下全上

一軍功表彰所ヘハ明治三十七八年戰役從軍者ノ芳名並ニ從軍閱歷ノ梗概ヲ謹書シタル表彰札及ヒ其人々ノ寫眞ヲ永代表掲ス

但寫眞ハ御當人ヨリ本社新築事務所ヘ御送附ノモノニ限リ表掲スルモノトス

一本社新築並ニ寄附募集事務委員及ヒ協贊員氏名左ノ如シ

委員長 和靈神社々司 三輪田直一

委員 和靈神社氏子總代 土居信太郎 有友 令造 松本 庄吉

和靈神社評議員 松田仙太郎 山下長太郎 角田 七藏  
芳岡定太郎 鎌江 長治

協贊員 (宇和島町)

石崎 忠八 山村豐次郎 長山竹一郎  
吉田 百三 玉井 安藏 玉置榮次郎 榎本 源藏  
山本助治郎 長瀧嘉三郎 高島 秋松 清水 新三

以上

愛媛縣北宇和郡八幡村大字下村  
和靈神社々地擴張及建物新築事務所

(十二) 神社統計一覽

和靈神社に於ける諸種の統計左の如し

▲境内建物 正殿、中殿、拜殿、前拜、玉垣、行事殿、神供所、什物庫、廊下、社務所  
▲寶物庫 神輿庫、神樂殿、隨身門、裡門、馬舎、嗽洗舎、廻廊、潔齋舎、新築中の參籠所三間、二十間、一棟寶物陳列館並ニ軍功表彰館三間、二十間

▲境内末社 竈神社、山本神社、若宮神社、春信神社、三光神社、日尾八幡神社

▲勸請 承應二年六月二十四日、初卯祭三月初卯の日、春祭四月二十四日、田植祭六月二十二日、例祭七月二十二日、夏祭七月二十四日

▲境内反別 三反四畝二十七步外に五畝廿三步道路

▲氏子數 貳百五十戸 惣代四名 評議員四名 社司一 擴張社地 貳反七畝二十八步

▲壹ヶ年參拜者 凡五十萬人 職員 社掌二 雇神職三 會計一  
▲社務員三 小使三

(十三) 和靈宮附近の勝地

●宇和島町 北宇和郡の首邑なり、伊達家十萬石の舊領地にして、鶴島城は初め板島

城又は丸串城と稱へたりき。背後に泉ヶ森鬼ヶ城の峻峰を負ひ、前に九島灣の煙波を控え風光明媚なり、戸數三千二百餘戸、人口一萬五千餘、郡役所の所在地にして裁判所、税務署、警察署等の公官衙及び町立宇和島病院あり、郡長を田中瀧三郎氏、町長を中原涉氏(退役陸軍少將)とす。

●鶴島城 龜次城とも稱し板島城とも云ふ宇和島城のことなり 此地は孝元天皇の代

に伊豫皇子を伊豫に下し給ひ、三男は小千御子と稱し越智郡に住はれ、六代目伊但馬に至りて西南土佐境(今の宇和島)に館を設く、故に伊但馬皇子の御名を因みて地名となし、後ち板島と改めたりと傳へらる。

●愛宕神苑 縣社宇和津彦神社の神苑なり、別に神森とも云ふ、宇和島町の公園となし四時登苑者絶えず頂上に抵りて展望すれば宇和島の市街一眸の裡に入る。

●仙波ヶ瀧 宇和島町を北に距る十町餘、仙波ヶ峠の山腹を傳へる溪流を併せて根無

川に注ぐところ、松柏上に枝を交へ、別に一仙境を爲す。附近に鮎返りの瀑布あり、四邊の風光佳にして賞すべし

●八幡河原 八幡村中間の畔、堤長く石白くして八幡神社を前に控へ、宇和島は模糊の裡に眺むべく、郡内第一の鐵橋の架せるあり。曾て祭神山家公が百姓一揆を鎮めし所なり

●住吉山 宇和島港の玄關前に在る一勝地たり、藤住吉といふ由緒も頗る古く、千古色變へぬ松の綠彌よ濃やかに、打寄する浪の音は松籟と和して清韻響ふべからず、神功皇后が三韓征伐の砌り假泊せられ給ひしと傳ふ。

●見返阪 住吉山の背後、宇和島の街盡くるところにあり、八幡村大浦に通ずる里道には往く人、返る人必ず見返る。

●天赦園 丸穂村にあり伊達侯爵家の禁苑なるも、近時毎年一定の期日により市人に入るを許す、春の藤初夏の菖蒲に節を曳くもの多し。

●戎ヶ鼻 九島村にあり、宇和島灣の一角をなす戎山の北に迫るところ、烏帽子形をせる岩は波に足を洗はせ數株の松の翠色に雲影相映す、住吉山と相對して灣内の一勝區を爲せり。

●堂崎の觀音 九島村石應にあり、西光寺の建立に係りしを文安五年戊辰に焼け、同己巳春再建せり

●薬師谷 來村にあり、森の權現山、鬼ヶ城より落ち下る諸流を茲に集めて瀧となり淵となり奇しき岩、珍樹など自然の勝景を爲せり。

●滑床山 宇和島の東僅に二里餘、嶮阪峻路、奇岩と瀑布とを以て鳴り夏猶は寒き仙境を滑床山と云ふ。山嶽重疊して人迹稀れ也、山中に横瀧、布ヶ瀧、霧ヶ瀧、白瀧、雪輪瀧等の瀑布あり。

●万年橋 往昔宇和島藩に於て新道を開き北幡の物資を吸收せんとして不成功に了りたる記念の橋梁なり、其の天然の嶽に刻せし文字は實に藩侯の雄風を偲はしむ。

●繼明神社 吉田藩の世臣家老職安藤儀太夫繼明の靈を祀る、寛政年間領民苛政を憤はり大舉して宗藩宇和島城下に押し寄せんとし、有司百方慰撫せしも肯かず儀太夫即ち割腹して不才を謝せしかば諸民漸く引取り事平ぐ、明治五年其の故宅に祠廟を建て神祭す。

●純友の古蹟 天慶年中伊豫椽藤原純友が不軌を謀り遙かに平將門と通じ叛旗を翻へせしは日振島也、純友爱を根據として南海、山陰の諸國を掠めたりき、後ち官軍の爲め敗れ古三津に於て戦死したり。

●藤江の賑ひ 別に川端と稱し、和靈土手の名あり、宇和島町と接續せる市街の一區にして中を須賀川の流るゝあり、両側の旗亭絃歌絶えず、彩黛の妖艶醜美併せて六十餘名を數ふ、和靈宮參詣者の通路に當り八幡村第一の首邑たるべく近來の繁榮昌隆眞に驚くべきものありとす。



269

540

明治四十五年七月十七日印刷  
明治四十五年七月廿二日發行

十...定價金拾五錢...十

愛媛縣松山市府中町二丁目三十二番地

編輯兼 發行人 西山 哲三郎

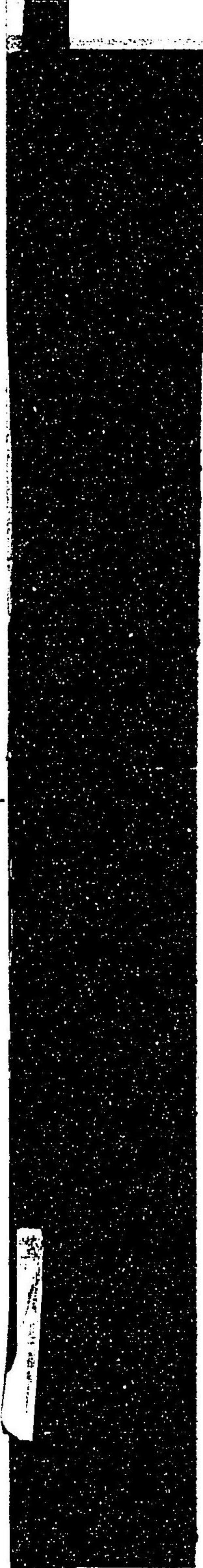
印刷人 愛媛縣北字和郡宇和島町大字本町六七ノ二 河野 織太郎

不許複製

印刷所 愛媛縣北字和郡宇和島町大字本町六七ノ二 宇和島河野活版所

愛媛縣北字和郡八幡村大字下村千四百五十一番地

發行所 和靈神社事務所



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

和靈參宮案内記

国立国会図書館

014714-000-8

特47-880

和靈參宮案内記

花葉 小史/編

M45

ABB-1158



特4

8